

議案第235号

静岡市立こども園条例の一部改正について

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例

静岡市立こども園条例（平成26年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

静岡市立安東こども園	静岡市葵区安東三丁目11番17号	を
静岡市立新富町こども園	静岡市葵区田町三丁目46番地の5	
」		
「		
静岡市立安東こども園	静岡市葵区安東三丁目11番17号	に、
」		
「		
静岡市立興津北こども園	静岡市清水区八木間町478番地	を
静岡市立興津南こども園	静岡市清水区興津中町562番地	
」		
「		
静岡市立興津北こども園	静岡市清水区八木間町478番地	に
」		
」		

改める。

第7条第1項第2号中「、静岡市立新富町こども園」を削る。

第12条第1項第2号中「法の規定に基づく子どものための教育・保育給付の対象となる教育又は保育を受けた場合に第9条第1項の規定による利用の許可を受けた保護者が負担すべき額との均衡を考慮して」を「当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。